

## SUSE(r) LINUX Enterprise Server (SLES) 10 ノベルソフトウェア使用許諾契約書

本契約を注意してお読みください。本ソフトウェア(そのコンポーネントを含む)をインストールまたは使用することにより、お客様は本契約の条項に同意されたものとします。これらの条件に同意できない場合は、本ソフトウェアをダウンロード、インストール、または使用せずに、該当する場合は未使用のパッケージ全体を再販業者に領収書を添えて返却し、返金を受けてください。また、弊社の事前の書面による許可を得ることなく本ソフトウェアを販売、譲渡または再配布することはできません。

### 権利およびライセンス

この Novell ソフトウェア使用許諾契約書(以下「本契約」)は、本契約のタイトルに示されるソフトウェア製品、メディア(存在する場合)、および付随するドキュメント(以下、「本ソフトウェア」と総称)について、お客様(団体または個人)と Novell, Inc. (以下「Novell」)の間で交わされる法的な契約書です。

本ソフトウェアは Novell の集合著作物です。お客様は、組織内での配布および使用について、本ソフトウェアの複製を無制限に作成および使用することができます。「組織」とは、法律的な実体を指し、税制上の優遇または法人格を目的として別途存在する子会社および関連会社は除きます。民間セクタにおける組織には、企業、組合、企業合同などがあり、個別の納税者番号または会社登録番号を持つ組織の子会社および関連会社は除きます。公的セクタの組織には、特定の政府機関や地方自治体などがあります。

本ソフトウェアはモジュラー式のオペレーティングシステムです。ほとんどのコンポーネントは、個別に開発されたオープンソースパッケージで、それぞれに使用許諾条項が付随しています別の使用許諾条項が付随した個別のコンポーネントについては、お客様の使用許諾に関する権利はこうした使用許諾条項によって定義されます。本契約が、お客様が持つ権利や義務、またはこうした使用許諾条項においてお客様が遵守すべき条件を制限または限定したり、これらに影響を与えたりすることはありません。

コンポーネントによっては、使用許諾条項がお客様にその配布を許可する場合がありますが、コンポーネントの配布に際して、そのコンポーネントが Novell の商標(SUSE および SUSE LINUX など)を含んでいるかどうかに関わらず、Novell の商標を使用することはできません。

### その他の契約条件および制限

本ソフトウェアは、米国(「U.S.」)ならびに他の国の著作権法および国際著作権条約によって保護されており、本契約の条件に従うものとします。本ソフトウェアは使用許諾されるものであり、販売されるものではありません。

本ソフトウェアには、他のソフトウェアプログラムがバンドルされる場合があります(以下「バンドルプログラム」)。別の使用許諾条項が付随したバンドルプログラムについては、お客様の使用許諾に関する権利はこうした使用許諾条項によって定義されます。本契約が、お客様が持つ権利や義務、またはこうした使用許諾条項においてお客様が遵守すべき条件を制限または限定したり、これらに影響を与えたりすることはありません。

本契約においてお客様に明確に付与されていない一切の権利は、弊社に帰属します。また、お客様は以下の事項を行うことはできません。(1)適用される法律または本ソフトウェアのコンポーネントに付随する契約条件によって明示的に許可されている範囲外で、本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、デコンパイル、またはディスアセンブルを行うこと。または(2)本契約に基づき、本ソフトウェアまたはお客様の権限の一部または全部を譲渡すること。

### 保守およびサポート

本ソフトウェアの Novell 保守プログラムのサブスクリプションによって入手した更新ファイル、パッチ、その他

のマテリアルに関するお客様の権利は、該当する保守プログラムの条件によって定義されます。

弊社では、本契約に基づいて本ソフトウェアに関する保守またはサポートを提供する義務を負いません。お客様が本ソフトウェアをどのように取得したかによって、本ソフトウェアの保守契約を取得している場合もあります。弊社が提供する保守とサポートについては <http://support-j.novell.co.jp/> をご参照ください。

#### 知的所有権

本ソフトウェアの権原または知的所有権のいずれもお客様に譲渡されるものではありません。お客様が購入されたのはライセンス(使用権)のみであり、本ソフトウェア(翻案および複製をすべて含む)の知的所有権は、弊社またはそのライセンス付与者が所有および保持します。すべて弊社および弊社に対する使用許諾者に帰属します。

#### 限定保証

本ソフトウェアの媒体が購入時に損傷していた場合または本ソフトウェアが添付文書の内容に合致していない場合には、お客様が本ソフトウェアを購入された日から 90 日以内に送料前払いで弊社にご返送いただくか、その旨書面で弊社にご連絡いただければ、弊社の裁量で、不具合を解決するかまたはお客様が購入された本ソフトウェアと引き換えにお客様が支払われたライセンス料を返金致します。但し、本ソフトウェアの誤使用または無断で改変された場合にはいかなる保証も致しません。また、本ソフトウェアが無償で提供されたものについても現状有姿で提供されるものであり、いかなる保証も致しません。

本ソフトウェアは、原子力施設の運転、航空機管制システム、通信システム、制御システム、生命維持装置、兵器システムまたは本ソフトウェアの故障が人命、人体の傷害または重大な物理的損害もしくは環境破壊に直結する可能性のある用途など、絶対安全な運用が要求される危険な環境下でのオンライン制御装置と共に使用または配布することを目的に設計または製造されておらず、かような用途も想定しておりません。

本ソフトウェアは、特定のコンピュータおよびオペレーティングシステムにのみ互換性があります。従って、互換性のないシステムに対して弊社はいかなる保証もしておりません。互換性に関する情報については、弊社またはお買い上げ店にお問い合わせください。

第三者製品。本ソフトウェアには、弊社以外の第三者から使用許諾された、または販売されたソフトウェアあるいはハードウェアが含まれていたり、バンドルされている場合があります。弊社は、当該第三者製品に対する保証は行っておりません。当該製品は現状有姿で提供されるものであり、当該製品に対する保証は、当該製品の製造元から提供されるものとします。

弊社は、法律で別途制限される場合を除き、本ソフトウェアの商品性、権原、第三者の知的所有権の侵害および特定の用途への適合性をはじめ、いかなる黙示的保証も否認し、排除します。また弊社は、本限定保証条項において明確に定められていない保証、表明または約束も行っておりません。更に弊社は、本ソフトウェアがお客様の要求に見合ったものであること、または欠陥または誤りがないこと、並びに本ソフトウェアの動作が中断されないことを保証致しません。

#### 責任の限定

(a)結果的損害:弊社、弊社に対する使用許諾者、弊社の子会社または従業員は、逸失利益、事業の中断、データの喪失をはじめとして、本ソフトウェアの使用または使用不能に起因する特別損害、付随的損害、結果的損害、間接的損害、不法行為、経済的損害または懲罰的損害について、当該損害発生の可能性が告知されていた場合であっても、損害賠償責任を含む一切の責任を負わないものとします。

(b)直接損害:人または財産への直接的損害(発生回数に関係なく)に対する弊社の損害賠償総額は、チームの対象となった本ソフトウェアに対してお客様が支払った金額の 1.25 倍を限度とします。また、本ソフトウェアを無償で取得した場合の損害賠償総額は 5,000 円を限度とします。

## 一般条項

契約期間。本契約は、本ソフトウェアをインストールした日から発効し、お客様が本契約の規定のいずれかに違反した場合に自動的に終了します。契約の終了時には、本ソフトウェアおよび複製物をすべて廃棄するか、または弊社に返却の上、お客様のシステムから本ソフトウェアを削除するものとします。

ベンチマークテスト。ベンチマークテストに関する条件は、お客様がソフトウェアベンダーである場合、またはソフトウェアベンダーの代理としてテストを行う場合に適用されます。本ソフトウェアに関するベンチマークテストの結果を第三者に提供または開示する場合は、予め弊社から書面による同意を得るものとします。お客様が本ソフトウェアに競合する、または本ソフトウェアと同等の機能を有する製品（以下「競合製品」といいます。）のソフトウェアベンダーであって、弊社からの同意なくベンチマークテストの結果を公表または開示した場合は、かかる競合製品の使用許諾条件にかかわらず、弊社はかかる製品についてベンチマークテストを行い、ベンチマーク情報を公表・開示できるものとします。

譲渡。お客様は、弊社の事前の書面による承諾を得ることなく本契約を第三者に譲渡することはできません。

準拠法。本契約は日本法に従って解釈されるものとし、本契約に関して発生した訴訟については、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とします。但し、お客様が本ソフトウェアを日本国外で使用される場合には、その国の法律に準拠します。

契約の変更本契約は、お客様と弊社との間の完全なる理解および合意を記載したものであり、両当事者が書面に署名した場合に限り変更することができます。使用許諾者、販売店、特約店、販売員またはその他の従業員には、本契約を修正したり、本契約の条項と異なる合意を行ったり、または本契約の条項に追加を行うことはできません。

権利放棄本契約に基づく権利の放棄は、当事者の代表者が記名捺印するか署名した書面によってのみ有効となります。過去または現在の違反または不履行に基づく権利の放棄は、本契約に基づいて生じる将来の権利の放棄と見なされることはありません。

可分性本契約の規定のいずれかが無効または実行不能な場合、その規定は必要な限度で解釈の変更、制限、修正または本契約から分離されるものとし、本契約のその他の規定の有効性は、損なわれません。

輸出規正法の遵守いかなる手段(電子伝送を含む)かを問わず、Novell 製品を直接的または間接的に輸出または再輸出する個人または団体は、米国輸出規制および当該国の法律に準拠する全責任を負います。弊社は、お客様が必要な輸出承認を取得しなかったことに対しいかなる責任または義務も負わないものとします。許可は、商品の技術的な特性、輸出先、最終的な使用法、エンドユーザ、およびエンドユーザのその他の活動に基づいて下されます。特に、禁輸措置またはその他の制限が加えられている国またはエンドユーザへは、Novell 製品は輸出できません。Novell 製品を米国外に輸出する前に、産業安全局の Web ページおよびその他のソースを参照してください。また、Novell 製品を再輸出する前に、輸出先の国の法律をご確認ください。本契約の有効期限が切れた場合、または本契約が早期に終了した場合にも、この条項は有効です。Novell ソフトウェアの輸出の詳細については、Novell 製品の輸出マトリックスを参照してください。<http://www.novell.com/info/exports/>からダウンロードするか、最寄りの Novell 営業所から入手できます。

米国政府による使用お客様が米国政府の場合には、本ソフトウェアの使用、複製、開示は FAR 52.227-14 (June 1987) Alternate III (June 1987)、FAR 52.227-19 (June 1987)もしくは DFARS 252.227-7013 (b)(3) (Nov 1995)またはこれらの修正条項に定める制限事項に従うことを条件とします。  
製造元: Novell, Inc. 1800 South Novell Place, Provo, Utah 84606

その他本項により、国際物品売買契約に関する国際連合条約は適用されません。

Copyright 1993, 2000-2006 Novell, Inc. All Rights Reserved.  
(020706)

Novell および SUSE は米国 Novell, Inc.の米国およびその他の国々における登録商標であり、SUSE ロゴは米国 Novell, Inc.の商標です。

Linux は Linus Torvalds の登録商標です。

04/06/22

(注意)

この文書には、一つ以上のノベル・ソフトウェア使用許諾契約書及び、一つ以上の第三者製品のソフトウェア使用許諾契約書が含まれる可能性があります。お客様がノベル・ソフトウェア使用許諾契約書に同意された場合、お客様はこれら全ての契約書に同意したものとみなされます。

この契約書を注意深くお読みください。ソフトウェア(そのコンポーネントを含む)をインストールするか、その他の方法により使用することによって、お客様はこの契約書の条項に同意したことになります。お客様がこれらの条項に同意しないときは、ソフトウェアをダウンロードしたり、インストールしたり、または使用したりせず、未使用のパッケージ全体を再販業者に返却し、返金を受けてください。本ソフトウェアは、ノベルの書面による事前許可がなければ、販売、譲渡、または再配布することはできません。

## 権利及び使用許諾

このノベル・ソフトウェア使用許諾契約書(「本契約書」)は、本契約書の表題で特定されたソフトウェア・プロダクト、媒体(ある場合)及び付属ドキュメンテーション(まとめて「本ソフトウェア」という)に関する、お客様(法人または個人)とノベル・インク(「ノベル」)との間で適法に締結されるものです。

本ソフトウェアは、ノベルの集合著作物です。お客様は、本ソフトウェアをインストールする前にライセンスを取得する必要があります。また、ハードウェアにインストールした本ソフトウェアを実行するために必要な最初のコピー以外に、メモリまたは仮想メモリに追加で格納された本ソフトウェアのコピー、または部分的なコピーに対してもライセンスが必要です。

本ソフトウェアは、モジュラ・オペレーティング・システムです。コンポーネントの大部分は、独自に開発されたオープン・ソース・パッケージであり、個別の使用許諾条項を伴います。別個の使用許諾条項を伴う個別コンポーネントに関するお客様の使用許諾に関する権利は、それらの条項によって定義されます。本契約書が、こうした条項に定められるお客様の権利や義務、またはお客様が遵守すべき条件に影響を与えたり、これらを制限したりすることはありません。

コンポーネントの使用許諾条項に基づいて、お客様はそのコンポーネントを配布出来る場合がありますが、お客様は、そのコンポーネントがノベルの標章を含むか否かにかかわらず、そのコンポーネントを配布する際にノベルの標章(例、Novell、SUSE、SUSE LINUX およびロゴ)を使用することはできません。

## その他の使用許諾条項及び制限

本ソフトウェアは、アメリカ合衆国及びその他の諸国の著作権に関する法律及び条約によって保護されており、本契約書の条項に準拠します。本ソフトウェアは、お客様に対して使用が許諾されるのであり、販売されるものではありません。

本ソフトウェアはその他のソフトウェア・プログラム(バンドルド・プログラム)とバンドルされる場合があります。別個の使用許諾条項を伴うバンドルド・プログラムに関するお客様の使用許諾関係の権利は、それらの条項によって定義されます。本契約書が、こうした条項に定められるお客様の権利や義務、またはお客様が遵守すべき条件に影響を与えたり、これらを制限したりすることはありません。

ノベルは、お客様に明示的に付与されていない全ての権利を留保します。お客様は、次の事項を行うことはできません：(1)適用される法律、もしくは本ソフトウェアのコンポーネントに付随する使用許諾条項によって明示的に許可されている範囲を超えてリバース・エンジニアリング、逆アセンブル、デコンパイルすること。(2)本ソフトウェア、または本契約に基づくお客様の使用許諾関係の権利の全部または一部を譲渡すること。

## メンテナンスおよびサポート

ノベル・メンテナンス・プログラムへの加入に基づき取得できる本ソフトウェアのアップデート、パッチ、またはその他のマテリアルに関するお客様の権利は、関連のメンテナンス・プログラム条項によって定義されます。

ノベルは、本契約において、本ソフトウェアについてのメンテナンスまたはサポートを提供する義務を負いません。お客様の本ソフトウェアの取得方法によっては、お客様は、本ソフトウェアのメンテナンス加入も同時に

取得している場合があります。ノベルの現行のメンテナンスおよびサポート提供に関する詳しい情報については、<http://support.novell.com> を参照してください。

## 所有権

本件ソフトウェアの権原又は所有権は、一切、お客様に対して移転されません。ノベルおよび／またはそのライセンサーは、翻案又は複製を含む本ソフトウェアの全ての知的財産権の権原及び所有権を所有し、保有し続けます。お客様が取得するのは本件ソフトウェアの使用許諾に限られます。

## 限定的保証

お客様の購入日から 90 日間、ノベルは、以下を保証します：(1)本件ソフトウェアが引き渡される媒体に物理的欠陥はありません；及び(2)本件ソフトウェアは、本件ソフトウェアに付随するドキュメンテーションに実質的に一致します。欠陥品がノベルに返却されたか、又はお客様が購入日から 90 日以内にノベルに対して不適合を報告されたなら、ノベルはその単独の裁量により、不適合の解決又はお客様が本件ソフトウェアについて支払った使用許諾料の返金のどちらかを行います。本件ソフトウェアの誤った使用又は無許可の修正があった場合、この保証は無効となります。上記の保証は、お客様の唯一の、排他的な救済手段であり、明示又は黙示のその他の全ての保証に代わるものです。(上記の保証は、無償で提供された本件ソフトウェアに適用されません。そのような本件ソフトウェアは、どのような種類の保証もなしに「そのままの状態」で提供されます。)

本件ソフトウェアは、フェイル・セーフ性能を要求する危険環境内におけるオンライン制御機器での使用又は配布のために設計されたり、製造されたりしておらず、又はそのような使用は意図されていません。そのような使用状況の例としては、核施設、航空機の航行、通信若しくは制御システム、直接的な生命維持機械、兵器システム、又はソフトウェアの故障が死亡若しくは人身被害、若しくは重大な物理的な若しくは環境上の被害に直接につながりかねないその他の用途における運用があります。

本件ソフトウェアは、特定のコンピュータ及びオペレーティング・システムとのみ両立可能です。本件ソフトウェアは、非両立システムについては保証されません。両立性に関する情報については、ノベル又は御利用のディーラーにお問い合わせください。

非ノベル・プロダクト。本件ソフトウェアがノベル以外のライセンサーによって使用が許諾されるか又は販売されるハードウェア又はその他のソフトウェア・プログラムを含んでいたり、又はそれらとバンドルされたりしている場合があります。ノベルは、非ノベルプロダクトを保証しません。そのようなプロダクトは、「そのままの状態」で提供されます。非ノベル・プロダクトの保証サービスは、適用されるライセンサーの保証に従ってプロダクト・ライセンサーによって提供されます。

法律によって別途制限されている場合を除き、ノベルは、商品性、権原、権利不侵害、又は特定目的への適合性の担保責任を含む、あらゆる黙示の担保責任を拒絶し、除外します。ノベルは、この限定的保証に明示的に述べられていないどのような保証、表明又は約束もしません。ノベルは、本件ソフトウェアがお客様の要求事項を満たすこと、又は本件ソフトウェアの動作が無停止であることを保証しません。法域によっては、特定の担保責任排除及び制限が認められません。したがって、上記の制限の一部は、お客様に適用されない場合があります。この限定的保証は、お客様に特定の権利を与えます。お客様はまた、州毎に異なるその他の権利をもつこともできます。

## 賠償責任の制限

(a) 派生的損失。ノベル、又はそのライセンサー、子会社若しくは従業員の誰も、どのような場合であれ、本件ソフトウェアの使用又は使用不能から生じた、利益、営業又はデータの喪失を含むが、それらに限定されない、特別損害、付随的損害賠償、派生的損害、間接損害、不法行為による損害賠償、経済的損害又は懲罰的損害賠償については、たとえそれらの損害／損害賠償の可能性を通知されていたとしても、責任を負いません。

(b) 直接損害。どのような場合であれ、財産又は人に対する直接損害についてのノベルの総賠償責任は、

(1 回の場合であれ、又は一連の場合であれ)そのようなクレームが生じた本件ソフトウェアについてお客様によって支払われた金額の 1.25 倍[又はお客様が本件ソフトウェアを無償で受け取っていたときは、US\$50]を超えないものとします。上記の責任排除及び制限は、死亡又は人身被害に関するクレームに対して適用されません。損害賠償の排除又は制限を認めない法域においては、ノベルの賠償責任は、それらの法域内で許可される最大範囲で制限され、排除されるものとします。

## 一般的条項

**契約期間。**この契約書は、お客様が適法に本件ソフトウェアを取得した日に有効となり、お客様が本契約書の条項のどれかに違反したときは、自動的に終了します。この契約書が終了したとき、お客様は、本件ソフトウェアのオリジナル及び全ての複製を破棄するか又はそれらをノベルに返却し、かつお客様のシステムから本件ソフトウェアを削除しなければなりません。

**ベンチマーク・テスト。**このベンチマーク・テスト制限は、お客様がソフトウェア・ベンダであるとき、又はソフトウェア・ベンダの指示により若しくはそれに代わって本件ソフトウェアのテストを実施するとき、適用されます。お客様は、ノベルの書面による事前同意がなければ、本件ソフトウェアのベンチマーク・テストの結果を公表したり、又は第三者に開示したりすることはできません。この場合のノベルの事前同意は、不合理に保留されません。お客様が本件ソフトウェアに類似する機能であるか、若しくは本件ソフトウェアと競合するプロダクト(「類似プロダクト」)のベンダであり、又はそのようなベンダに代わって行為し、この制限に違反して本件ソフトウェアに関するベンチマーク情報を公表したり又は開示したりしたなら、類似プロダクトのエンドユーザ使用許諾契約書のどのような相反する内容にも拘わらず、及びノベルがとり得るその他の救済手段に加えて、ノベルは、類似プロダクトに関するベンチマーク・テストを実施し、そのベンチマーク情報を開示し、発表する権利をもつものとします。お客様は、本契約書により、お客様がそのような権利をノベルに対して付与する権限をもつことを表明します。

**移転。**この契約書は、ノベルの書面による事前承認がなければ、移転したり又は譲渡したりすることができません。

**法律及び裁判管轄。**この契約書には、アメリカ合衆国ユタ州の法律が適用されます。この契約書に関連する訴訟は、ユタ州の管轄権をもつ裁判所に対してのみ提起することができます。しかしながら、お客様の主な居所の属する国が欧州連合又は欧州自由貿易連合の加盟国であるとき、この契約書には、その国の法律が適用され、訴訟は、その国の管轄権をもつ裁判所に対してのみ提起することができます。

**完全な合意。**この契約書及びアップグレード／付加契約書(適用可能なとき)は、お客様とノベルとの間の完全な了解及び合意を述べており、両当事者によって署名された書面によってのみ修正することができます。どのようなライセンス、ディストリビュータ、ディーラ、リテラ、リセラー、販売員又は従業員も、この契約書を修正したり、又はこの契約書の条項と異なる若しくはそれに付加される表明又は約束をなす権限を与えられていません。

**権利放棄。**この契約書に基づく権利に対する放棄は、書面により、拘束を受ける当事者の正当に授けられた代表者によって署名されていない限り、有効ではありません。違反又は不履行から発生した、過去又は現在の権利に対するどのような放棄も、この契約に基づき発生する将来の権利に対する放棄であるとみなされません。

**可分性。**この契約書の規定が無効であるか又は法的拘束力を欠くとき、その規定は、その無効性又は法的拘束力欠如を排除するために、必要な範囲で、解釈され、制限され、修正され、又は必要なときは、切り離されます。この契約書のその他の規定は、影響を受けずに残ります。

**輸出規則の遵守。**ノベル・プロダクトを直接に又は間接的に、電子的転送を含むいずれかの手段によって輸出し又は再輸出する人又は法主体は、アメリカ合衆国輸出管理規則及び当事国の法律に従って輸出し又は再輸出する責任を全面的に負います。ノベルは、お客様が必要な輸出承認を取得できなかったことについて一切の責務又は賠償責任を負いません。輸出が承認されるかどうかは、品目の技術特性、仕向地、最終用途及びエンドユーザ、さらにはエンドユーザのその他の活動によって決まります。具体的に言えば、ノベル・プロダクトは、通商禁止又はその他の規制の対象となっている国又はエンドユーザに対して輸出することはできません。ノベル・プロダクトをアメリカ合衆国から輸出する前に産業安全保障局のウェブ・ページ及びその他の情報源に当たってください。また、ノベル・プロダクトの再輸出の前に仕向国の法律の詳しい知識を得てください。この規定は、この契約書の満了又は早期終了の後も存続します。ノベル・ソフトウェアの輸出に関する詳しい情報については、ノベル・プロダクトの輸出マトリックスを御覧ください。マトリックスのコピーは、<http://www.novell.com/info/exports/>からダウンロードすることができますし、又は現地ノベル事務所から入手することもできます。

アメリカ合衆国政府の制限付き権利。アメリカ合衆国政府による使用、複製又は開示には、FAR 52.227-14 (1987年6月) Alternate III (1987年6月), FAR 52.227-19 (1987年6月), 若しくは DFARS 252.227-7013 (b)(3) (1995年11月)、又は該当する後継条項の制限が適用されます。契約者／製造者は、Novell Inc., 1800 South Novell Place, Provo, Utah 84606 です。

その他。国際的動産売買契約に関する国際連合条約の適用は、明示的に排除されます。

©1993, 2000–2004 Novell, Inc. All Rights Reserved.

アメリカ合衆国及びその他の諸国において、Novell は、登録商標であり、SUSE LINUX は、登録商標であり、SUSE ロゴは、ノベルの会社である SUSE LINUX AG の商標です。Linux は、ライナス・トーバルズ氏の登録商標です。

04/06/22

(注意)

この文書には、一つ以上のノベル・ソフトウェア使用許諾契約書及び、一つ以上の第三者製品のソフトウェア使用許諾契約書が含まれる可能性があります。お客様がノベル・ソフトウェア使用許諾契約書に同意された場合、お客様はこれら全ての契約書に同意したものとみなされます。